

# 恵庭市消防団協力事業所表示制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、恵庭市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、町内会長等の消防団活動を支援する者をいう。

## (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等（第8条第3項の規定に基づき認定を更新する場合を含む。）は、市長に消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、次条に掲げる基準のいずれかに該当すると認める事業所等があつ

た場合は、表示証を交付する事業所等について消防団協力事業所表示推薦書（様式第2号）により市長に推薦することができる。

#### （認定基準）

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反しているときは、これを行わないものとする。

- （1）消防団員が2人以上入団している事業所等
- （2）消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- （3）災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- （4）その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

#### （表示証の交付）

第5条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に、消防団協力事業所認定通知書（様式第3号）により通知し、表示証（様式第4号）を交付するものとする。

#### （表示証の表示）

第6条 前条の規定により表示証の交付を受けた事業所等は、表示証を次に掲げる場所等に表示できるものとする。

- （1）表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(3) 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第4号のほか、様式第4号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

#### (表示証交付整理簿の備付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第5号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

#### (表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合の表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

#### (認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り

消すことができる。この場合において、市長は相手方に対し、当該認定の取り消しの理由を文書により通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

#### (協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、恵庭市消防団への協力内容その他の事項について、協力事業所の同意を得て、広報紙等により公表するものとする。

#### (協力事業所への感謝状の贈呈)

第11条 市長は、協力事業所として10年以上継続して認定された事業所その他消防防災力の充実強化に寄与し、その功績が顕著と認められる事業所に感謝状を贈呈することができる。

#### (所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、恵庭市消防本部総務課において所掌する。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年11月1日から実施する。

様式第1号(第3条関係)

消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

恵庭市長様

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名及び役職 \_\_\_\_\_ (印)

担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

恵庭市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）

新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）

再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

**2 協力内容**（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		消防団員が2人以上入団している。
2		消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資器材等を消防団に提供するなどの協力をしている。
4		上記のほか、消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

**3 消防団員所属状況**

氏 名	所属消防団名	備 考

**4 添付資料**（再申請の場合、前回申請時の添付資料の内容等に変更がある場合、再提出）

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他審査に必要な資料

**5 協力事業所としての広報誌等への公表の同意**

同意する

同意しない

様式第2号(第3条関係)

消防団協力事業所表示推薦書

年 月 日

恵庭市長様

推薦者

住所

氏名及び役職

⑩

連絡先

恵庭市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦事業所等

所在地

事業所名

## 2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		消防団員が2人以上入団している。
2		消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資器材等を消防団に提供するなどの協力をしている。
4		上記のほか、消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

## 3 消防団員所属状況

氏 名	所属消防団名	備 考

## 4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他審査に必要な資料



様式第3号（第5条関係）

消防団協力事業所認定通知書

年 月 日

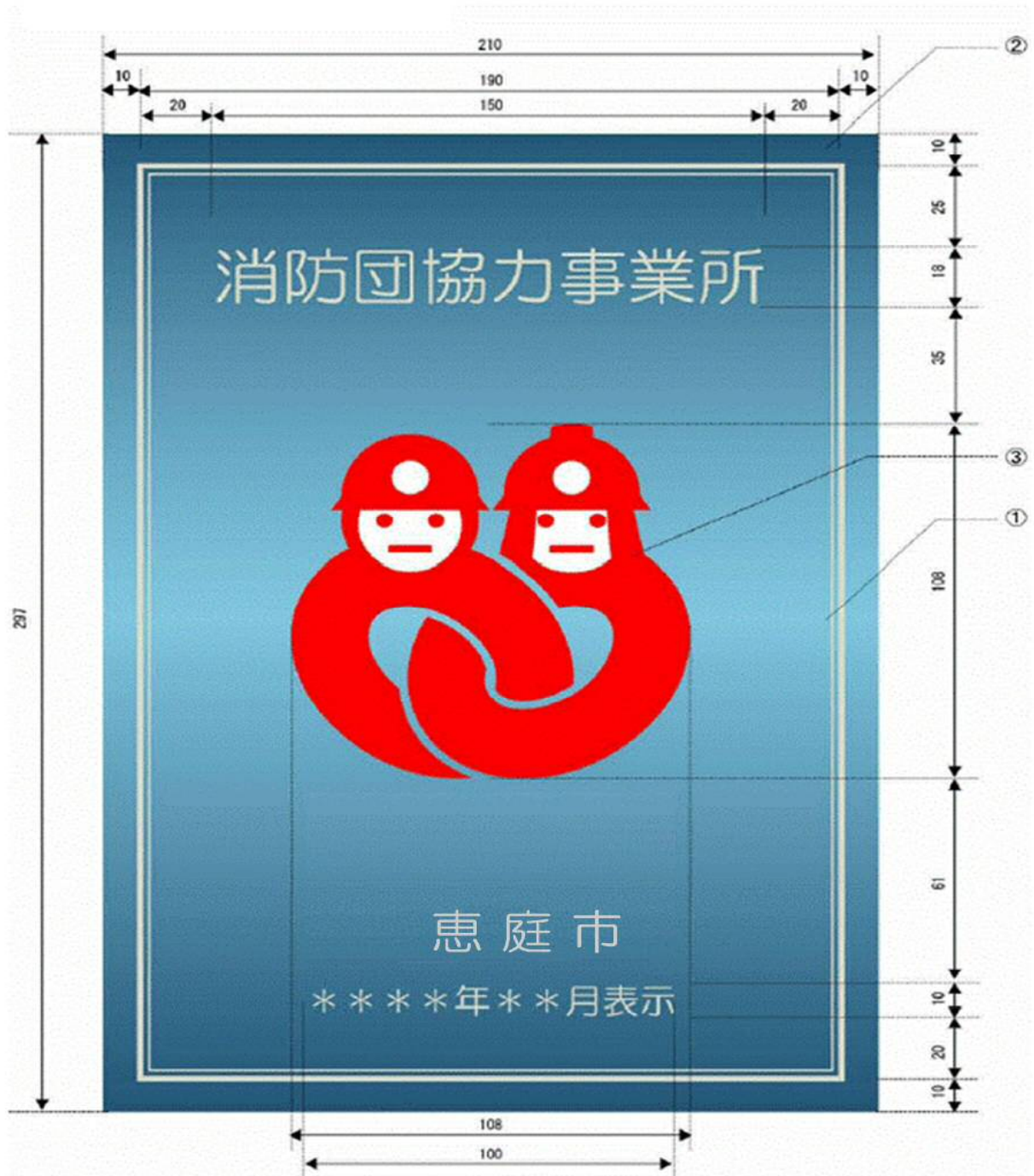
様

恵庭市長

恵庭市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、 年  
月 日付で提出のあった申請書等について審査した結果、貴事業所を消防団協力事業  
所と認定致しましたので、消防団協力事業所表示証を交付します。

認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第5条関係） 表示証



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。  
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

様式第5号（第7条関係）

消防団協力事業所表示証交付整理簿

決 裁					交付 番号	事 業 所 名	郵 便 番 号		初回表示年月日	協力事項 (要綱第4条関係) ※該当項に☑	備 考 ※該当に☑
消防長	次 長	課 長	主 査	スタッフ			所 在 地	担 当 ・ 連 絡 先	現表示有効期間 更 新 回 数		
										☐1 ☐2 ☐3 ☐4	☐ 申請 ☐ 推薦
										☐1 ☐2 ☐3 ☐4	☐ 申請 ☐ 推薦
										☐1 ☐2 ☐3 ☐4	☐ 申請 ☐ 推薦
										☐1 ☐2 ☐3 ☐4	☐ 申請 ☐ 推薦
										☐1 ☐2 ☐3 ☐4	☐ 申請 ☐ 推薦